平成２４年（フ）第２８４号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅３棟403号
債務者　工藤　梅代
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８７号
横浜市南区永田北２丁目１番10号　永田ロイヤルハイツ102号
債務者　中山由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８９号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目10番地の９　リバーサイド湘南台Ⅲ506
債務者　羽生　一義
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９５号
横浜市（以下秘匿）、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾２丁目16番19号　アービル東寺尾202
債務者　長谷川晴美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
静岡市清水区渋川１丁目７番24号
債務者　橋本さとみ
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
愛媛県大洲市米津乙32番地４　井上住宅１号
債務者　入江　文子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１１号
愛媛県大洲市米津乙32番地４　井上住宅１号
債務者　入江　富男
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第５１号
静岡県湖西市新居町浜名1719番地の４
債務者　中村　　格
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
愛媛県大洲市東大洲585番地１　ベルカンプ東大洲202号
債務者　松岡　奈央
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１９６１号
東京都江東区亀戸２丁目６番７号508、住民票上の住所東京都江戸川区平井３丁目30―16
債務者　黒川　　洋
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９６７号
東京都大田区大森西２丁目13―２―106
債務者　柏葉　　満
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９６８号
東京都北区上十条２丁目９―19―102
債務者　宮本美香こと　李　　美香
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２１号
東京都荒川区東日暮里６丁目13―２
債務者　山名　房江
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２２号
東京都北区田端新町２丁目９―５―903
債務者　諸橋　春美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２３号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目９―27―204
債務者　西本　由起（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２７号
東京都江戸川区松江２丁目27―３―203
債務者　若月　優幸
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部